

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。 (1) (省 略) (2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。 イ (省 略) ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式(登録銘柄を除く。))及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式(店頭管理銘柄を除く。)をいう。以下同じ。) (3)～(7) (省 略) (8) ストックオプション(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 21 号に規定する新株予約権(以下この節において「新株予約権」という。))が無償で付与されたもののうち、次の(9)に該当するものを除いたものをいう。ただし、その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるものに限る。) (9) <u>上場新株予約権(会社法第 277 条の規定により無償で割り当てられた新株予約権のうち、金融商品取引所に上場されているもの及び上場廃止後権利行使可能期間内にあるものをいう。)</u> (気配相場等のある株式の評価) 174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げ	第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。 (1) (同 左) (2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。 イ (同 左) ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式(登録銘柄を除く。))及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式(店頭管理銘柄を除く。)をいう。以下同じ。) (3)～(7) (同 左) (8) ストックオプション(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 21 号に規定する新株予約権が無償で付与されたものをいう。ただし、その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるものに限る。) (新 設) (気配相場等のある株式の評価) 174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げ

改 正 後	改 正 前
るところによる。 (1) (省 略) (2) 公開途上にある株式 イ 株式の上場又は登録に際して、株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われる場合における公開途上にある株式の価額は、その株式の公開価格（金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる<u>ブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格をいう。</u>）によって評価する。 ロ (省 略) (上場新株予約権の評価) 193－3 <u>上場新株予約権の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u> (1) <u>新株予約権が上場期間内にある場合</u> イ <u>ロに該当しない上場新株予約権の価額は、その新株予約権が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格（課税時期に金融商品取引所の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。以下この項において同じ。）と上場期間中の新株予約権の毎日の最終価格の平均額のいずれか低い価額によって評価する。</u> ロ <u>負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場新株予約権の価額は、その新株予約権が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。</u> (2) <u>上場廃止された新株予約権が権利行使可能期間内にある場合</u> <u>課税時期におけるその目的たる株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、新株予約権1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額（その金額が負数のときは、0とする。以下この項において同じ。）によって評価する。この場合の「課税時期におけるその目的たる株式の価額」は、169（(上場株式の評価)）から 172（(上場株式についての最終価格の月平均額の特例)）までの定めによって評価する（以下この項において同じ。）。</u> <u>ただし、新株予約権の発行法人による取得条項が付されている場合には、課税時期におけるその目的たる株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、</u>	るところによる。 (1) (同 左) (2) 公開途上にある株式 イ 株式の上場又は登録に際して、株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われる場合における公開途上にある株式の価額は、その株式の公開価格（金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる<u>入札により決定される入札後の公募等の価格をいう。</u>）によって評価する。 ロ (同 左) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>新株予約権 1 個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額と取得条項に基づく取得価格のいずれか低い金額によって評価する。</u> 第 2 節 公社債 (証券投資信託受益証券の評価) 199 証券投資信託の受益証券の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1)及び(2) (省 略) (注) 金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、<u>169((上場株式の評価))から 172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価する。また、証券投資信託証券に係る金銭分配期待権の価額は、193((配当期待権の評価))に準じて評価する。</u> 第 6 節 その他の財産 (受益証券発行信託証券等の評価) <u>213－2 受益証券発行信託の受益証券（以下「受益証券発行信託証券」という。）のうち、上場されているものの価額は、1 口ごとに評価するものとし、169((上場株式の評価))から 172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価する。また、受益証券発行信託証券に係る金銭分配期待権の価額は、193((配当期待権の評価))に準じて評価する。</u>	第 2 節 公社債 (証券投資信託受益証券の評価) 199 証券投資信託の受益証券の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1)及び(2) (同 左) (注) 金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、<u>169((上場株式の評価))及び 171((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合))の(1)の定めに準じて評価する。</u> 第 6 節 その他の財産 (新 設)